

な り わ い あおもり生業づくり復興特区制度

八戸市内の事業者が各種要件を満たす場合、東日本大震災復興特別区域法に基づく市の指定等を受けることにより、税制上の特例措置等を受けることができます。

この制度による固定資産税の課税免除につきましては、これまで対象となる資産の取得期間は28年3月31日までとされておりましたが1年延長し、29年3月31日までとなりました。

対象要件

対象区域(復興産業集積区域)

八戸水産加工団地、臨海工業地帯、桔梗野工業団地、八戸北インター工業団地、漁港地区、長苗代地区、本八戸周辺地区、白山台地区、南郷地区ほか4地区

対象業種

各種製造業および各種製造業と取引がある関連産業・業種
●**対象外の業種** 農林漁業、建設業、小売業、金融業、保険業、不動産業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業など

法人税の特例措置

同一事業年度では併用不可

同一事業年度では併用不可	① 資産取得	機械装置、建物などを取得した場合に、特別償却または税額控除できます。		選択適用 ⇔	税額控除																					
		<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">特別償却</th> </tr> <tr> <th>取得時期</th> <th>31年3月31日まで</th> <th>31年4月1日～33年3月31日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機械装置</td> <td>50%</td> <td>34%</td> </tr> <tr> <td>建物・構築物</td> <td>25%</td> <td>17%</td> </tr> </tbody> </table>			特別償却		取得時期	31年3月31日まで	31年4月1日～33年3月31日	機械装置	50%	34%	建物・構築物	25%	17%	<table border="1"> <thead> <tr> <th>取得時期</th> <th>31年3月31日まで</th> <th>31年4月1日～33年3月31日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機械装置</td> <td>15%</td> <td>10%</td> </tr> <tr> <td>建物・構築物</td> <td>8%</td> <td>6%</td> </tr> </tbody> </table>		取得時期	31年3月31日まで	31年4月1日～33年3月31日	機械装置	15%	10%	建物・構築物	8%	6%
	特別償却																									
	取得時期	31年3月31日まで	31年4月1日～33年3月31日																							
機械装置	50%	34%																								
建物・構築物	25%	17%																								
取得時期	31年3月31日まで	31年4月1日～33年3月31日																								
機械装置	15%	10%																								
建物・構築物	8%	6%																								
	(税額控除は法人税額の20%が限度。20%を超えた金額については、4年間の繰越控除が可能)																									
② 雇用	雇用者等に支払う給与等支給額の一定率を、指定日以降5年間税額控除できます。																									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>指定日</th> <th>31年3月31日まで</th> <th>31年4月1日～33年3月31日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>控除率</td> <td>10%</td> <td>7%</td> </tr> </tbody> </table>	指定日	31年3月31日まで	31年4月1日～33年3月31日	控除率	10%	7%	(税額控除は法人税額の20%が限度)																		
指定日	31年3月31日まで	31年4月1日～33年3月31日																								
控除率	10%	7%																								
③ 新規立地	新設された一定の要件を満たす法人に限り、指定後5年間、課税を繰延べします。																									
	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">新設法人の再投資等準備金積立額の損金算入 (指定後5年間、所得金額を限度)</div>		+	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">再投資等した場合には即時償却 (再投資等準備金残高を限度)</div>																						
④ 研究開発資産取得	開発研究用資産を取得した場合に、特別償却および税額控除ができます。																									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>取得時期</th> <th>31年3月31日まで</th> <th>31年4月1日～33年3月31日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特別償却率</td> <td>50%</td> <td>34%</td> </tr> </tbody> </table>	取得時期	31年3月31日まで	31年4月1日～33年3月31日	特別償却率	50%	34%	+	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">左記開発研究用資産の償却額の10%～30%を税額控除 (最大、税額の30%控除)</div>																	
取得時期	31年3月31日まで	31年4月1日～33年3月31日																								
特別償却率	50%	34%																								

固定資産税の課税免除

復興推進計画の認定日(24年3月2日)以降、平成29年3月31日までに新たに取得した資産の固定資産税を、取得から5年間に限り課税免除します。(市から上記①③④の指定を受けた場合に限りです。)

事業税・不動産取得税等の課税免除

市から上記①③④の指定を受けた事業者は、要件を満たす場合、県税(個人事業税・法人事業税・不動産取得税等)の課税免除措置の適用を受けることができます。(三八地域県民局県税部 ☎27-4455)

申問商工課 ☎43-9242 ☎43-2256 ✉shoko@city.hachinohe.aomori.jp
市ホームページ内で「生業づくり」を検索